

<p>もって、届出印章とします。</p> <p>(略)</p> <p>第11条(お客さまへの連絡事項)</p> <p>(1)当行は、投資信託について、次の事項をお客さまに通知します。</p> <p>①償還期限(償還期限がある場合に限り ます。)</p> <p>②残高照合のための場合</p> <p>③お客さまに対して機構から通知された事項</p> <p>(2)前項の残高照合のための報告は、投資信託の残高に移動があった場合に、当行所定の時期に年1回以上通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当行営業店に直接ご連絡ください。</p> <p>(3)当行が届け出のあった住所、氏名もしくは名称にあてて通知を行いましたまたはその他の送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到着すべき日時に到着したものとみなします。</p> <p>(4)当行は、<u>第2項の規定にかかわらず、お客さまが特定投資家(金商法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の3第4項(同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。))の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。)をいいます。)</u>である場合であって、当該お客さまからの第2項に定める残高照合のためのご報告(取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。)に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当行が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>(5)当行は、<u>第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</u></p> <p>①個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面</p> <p>②当該デリバティブ取引等に係る取</p>	<p>(略)</p> <p>第11条(お客さまへの連絡事項)</p> <p>(1)当行は、投資信託について、次の事項をお客さまに通知します。</p> <p>①償還期限(償還期限がある場合に限り ます。)</p> <p>②残高照合のための場合</p> <p>③お客さまに対して機構から通知された事項</p> <p>(2)前項の残高照合のための報告は、投資信託の残高に移動があった場合に、当行所定の時期に年1回以上通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当行営業店に直接ご連絡ください。</p> <p>(3)当行が届け出のあった住所、氏名もしくは名称にあてて通知を行いましたまたはその他の送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到着すべき日時に到着したものとみなします。</p>	<p>(略)</p> <p>(新設)</p>
--	--	------------------------

引の条件を記載した契約書		
<p>(略)</p> <p>第 13 条 (口座管理料)</p> <p>(1) 当行は、口座を開設したときは、その開設時および口座開設後 1 年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。</p> <p>(2) 当行は、前項の場合、解約金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、投資信託の解約金、償還金、および収益分配金の<u>支払いのご請求</u>には応じないことがあります。</p> <p>(略)</p> <p>第 20 条 (この約款の変更)</p> <p>この約款は、法令の変更または監督官庁<u>並びに振替機関</u>の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、当行ホームページへの掲示またはその他相当の方法により周知します。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第 13 条 (口座管理料)</p> <p>(1) 当行は、口座を開設したときは、その開設時および口座開設後 1 年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。</p> <p>(2) 当行は、前項の場合、解約金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、投資信託の解約金、償還金、および収益分配金の<u>支払い</u>には応じないことがあります。</p> <p>(略)</p> <p>第 20 条 (この約款の変更)</p> <p>この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、当行ホームページへの掲示またはその他相当の方法により周知します。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(変更)</p> <p>(略)</p> <p>(追加)</p> <p>(略)</p>
非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款		
新	旧	備考
<p>第 2 条 (非課税口座開設届出書等の提出等)</p> <p>(1) お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当行が別に定める期限までに、当行に対して租税特別措置法第 3 7 条の 1 4 第 5 項第 1 号、第 6 項および第 2 4 項に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」、「非課税適用確認書の交付申請書」(既に当行に非課税口座を開設しており、2018 年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を他の金融機関に提出していない場合に限り)、非課税口座開設届出書」および「非課税適用</p>	<p>第 2 条 (非課税口座開設届出書等の提出等)</p> <p>(1) お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当行が別に定める期限までに、当行に対して租税特別措置法第 3 7 条の 1 4 第 5 項第 1 号、第 6 項および第 2 4 項に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」、「非課税適用確認書の交付申請書」(既に当行に非課税口座を開設しており、2018 年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を他の金融機関に提出していない場合に限り)、非課税口座開設届出</p>	

<p>確認書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」（既に当行に非課税口座を開設している場合には、「非課税適用確認書」「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」）または「非課税口座簡易開設届出書」を提出するとともに、当行に対して租税特別措置法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則第18条の15の3第21項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所およびマイナンバー（お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13第24項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開年」といいます。）または非課税管理勘定もしくは累積投資勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年の10月1日から再開年または再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受け入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受領することができません。</p> <p>なお、当行では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当行にて保管いたします。</p> <p>(2)「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」、「非課税適用確認書の交付申請書」または「非課税口座簡易開設届出書」につ</p>	<p>書」および「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」（既に当行に非課税口座を開設している場合には、「非課税適用確認書」「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」）または「非課税口座簡易開設届出書」を提出するとともに、当行に対して同法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所およびマイナンバー（お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13第22項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開年」といいます。）または非課税管理勘定または累積投資勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年の10月1日から再開年または再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受け入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受領することができません。</p> <p>なお、当行では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当行にて保管いたします。</p> <p>(2)「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」、「非課税適用確認書の交付申請書」または「非課税口座簡易開設届出書」</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>
--	---	-------------------------------------

<p>いて、同一の勘定設定期間に当行または他の金融機関に重複して提出することはできません。</p> <p>(3)お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第21項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出してください。</p> <p>(4)当行が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当行はお客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第8号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。</p> <p>① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合、非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられていたとき</p> <p>② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合、非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられることとなっていたとき</p> <p>(5)お客さまが当行の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定または累積投資勘定を他の金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第18項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受け入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受理することができません。</p> <p>(6)当行は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定または累積投資勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定または累積投資勘定を廃止し、お客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第</p>	<p>について、同一の勘定設定期間に当行または他の金融機関に重複して提出することはできません。</p> <p>(3)お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第21項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出してください。</p> <p>(4)当行が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当行はお客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第8号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。</p> <p>① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合、非課税口座に<u>同日</u>の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられていたとき</p> <p>② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合、非課税口座に<u>同日</u>の属する年分の翌年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられることとなっていたとき</p> <p>(5)お客さまが当行の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定または累積投資勘定を他の金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第18項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受け入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受理することができません。</p> <p>(6)当行は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定または累積投資勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定または累積投資勘定を廃止し、お客さまに租税特別措置法第37条の14第5</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p>
---	---	-------------------------

<p>7号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。</p> <p>(7) 2017年10月1日時点で当行に開設した非課税口座に2017年分の非課税管理勘定が設けられており、当行にマイナンバーの告知を行っているお客さまのうち、同日前に当行に対して「非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届出書」を提出しなかったお客さまにつきましては、2018年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を提出したものとみなし、第1項の規定を適用します。</p> <p>(8) 提出した「非課税口座簡易開設届出書」について、以下に該当した場合は法令に基づき、開設した非課税口座はその開設のときに遡って、当初から一般口座であったものとして取り扱います。</p> <p>① 当行または他の金融機関に対し、すでに勘定設定期間に係る「非課税適用確認書交付申請書」または「非課税口座簡易開設届出書」を提出しており、所轄税務署よりお客さまが当行に対し、当該届出書を提出できないとき（租税特別措置法第37条の14第15項）</p> <p>② 当行にすでに非課税口座を開設しているため、当行が当該届出書を受理することができないとき（租税特別措置法第37条の14第14項前段）</p> <p>(9) 当行は、第8項に該当することが判明した場合、お客さまがその判明した時点（以下「当該判明時」といいます）より前に、その非課税口座で買付の投資信託があるときは、その投資信託は、お客さまがその買付時より、一般口座預りにて買付けしたものとして取り扱います。この場合、お客さまは、当該投資信託の買付注文を、過去に遡って取り消すことはできません。解約する場合は、一般口座預りとして取り扱われます。</p> <p>(10) 第9項において、一般口座預りで買付けしたものとして取り扱う投資信託より、収益分配金（普通分配金）が発生した場合、その発生が当該判明時より前であるかそれ以後であるかに関わらず、すべて課税扱いとします。当該収益分配金（普通分配金）</p>	<p>項第7号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。</p> <p>(7) 2017年10月1日時点で当行に開設した非課税口座に2017年分の非課税管理勘定が設けられており、当行に個人番号の告知を行っているお客さまのうち、同日前に当行に対して「非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届出書」を提出しなかったお客さまにつきましては、2018年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を提出したものとみなし、第1項の規定を適用します。</p> <p>(8) 提出した「非課税口座簡易開設届出書」について、以下に該当した場合は法令に基づき、開設した非課税口座はその開設のときに遡って、当初から一般口座であったものとして取り扱います。</p> <p>① 当行または他の金融機関に対し、すでに勘定設定期間に係る「非課税適用確認書交付申請書」または「非課税口座簡易開設届出書」を提出しており、所轄税務署よりお客さまが当行に対し、当該届出書を提出できないとき（租税特別措置法第37条の14第15項）</p> <p>② 当行にすでに非課税口座を開設しているため、当行が当該届出書を受理することができないとき（租税特別措置法第37条の14第14項前段）</p> <p>(9) 当行は、第8項に該当することが判明した場合、お客さまがその判明した時点（以下「当該判明時」といいます）より前に、その非課税口座で買付の投資信託があるときは、その投資信託は、お客さまがその買付時より、一般口座預りにて買付けしたものとして取り扱います。この場合、お客さまは、当該投資信託の買付注文を、過去に遡って取り消すことはできません。解約する場合は、一般口座預りとして取り扱われます。</p> <p>(10) 第9項において、一般口座預りで買付けしたものとして取り扱う投資信託より、収益分配金（普通分配金）が発生した場合、その発生が当該判明時より前であるかそれ以後であるかに関わらず、すべて課税扱いとします。当該収益分配金（普通</p>	<p>(変更)</p>
--	--	-------------

<p>が当該判明時よりも前に発生し、既にお客さまに非課税扱いで、支払っていた場合には、当行にはその支払時に遡って、税相当額をお客さまから源泉徴収等をする義務が発生します。その場合、当行は当該税相当額徴収のため、お客さまの指定預金口座からの引き落としまたはお客さまへ支払いの請求その他適宜の方法をとります。また、お客さまが当該投資信託を解約することにより譲渡益が発生した場合には、お客さまは所得税法等の規定により当該譲渡益の確定申告を義務付けられる場合があります。</p> <p>(11)お客さまが「非課税口座簡易開設届出書」の手続きを選択した場合、第8項から第10項に該当し、お客さまに損害が発生しても、当行はこれに関する一切の責任を負わないものとします。</p> <p>(略)</p> <p>第5条(非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲) 当行は、お客さまの非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、第17条に規定する上場株式等(以下「取扱上場株式等」といいます。)で、かつ、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当行の営業店に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業店に保管の委託がされるものに限ります。)のみを受け入れます。(以下省略)</p> <p>第5条の2(累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲) (1)当行は、お客さまの非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客さまが当行と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等(公社債投資信託以外の証券投資信託)に係る委託者指図型投資信託約款において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内</p>	<p>分配金)が当該判明時よりも前に発生し、既にお客さまに非課税扱いで、支払っていた場合には、当行にはその支払時に遡って、税相当額をお客さまから源泉徴収等をする義務が発生します。その場合、当行は当該税相当額徴収のため、お客さまの指定預金口座からの引き落としまたはお客さまへ支払いの請求その他適宜の方法をとります。また、お客さまが当該投資信託を解約することにより譲渡益が発生した場合には、お客さまは所得税法等の規定により当該譲渡益の確定申告を義務付けられる場合があります。</p> <p>(11)お客さまが「非課税口座簡易開設届出書」の手続きを選択した場合、第8項から第10項に該当し、お客さまに損害が発生しても、当行はこれに関する一切の責任を負わないものとします。</p> <p>(略)</p> <p>第5条(非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲) 当行は、お客さまの非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、第16条に規定する上場株式等(以下「取扱上場株式等」といいます。)で、かつ、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当行の営業店に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業店に保管の委託がされるものに限ります。)のみを受け入れます。(以下省略)</p> <p>第5条の2(累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲) (1)当行は、お客さまの非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客さまが当行と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、その証券投資信託に係る委託者指図型投資信託約款において租税特別措置法施行令第25条の13第14項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p>
---	--	-------------------------

<p>閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限ります。)のみを受け入れます。</p> <p>①第3条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払い込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が40万円を超えないもの</p> <p>②租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号および第10号に規定する上場株式等</p> <p>(2) 当行は、累積投資契約に基づいて取得する上場株式等 が投資信託である場合に、買付けおよび解約に係る手数料および非課税口座の管理や維持等に係る口座管理料はいたしません。</p> <p>(略)</p> <p>第9条(累積投資勘定終了時の取り扱い)</p> <p>(1) 当行は、お客さまから提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」または「非課税口座簡易開設届出書」(「非課税口座開設届出書」または「非課税口座簡易開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載または記録されたお客さまの氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客さまが初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客さまから氏名、住所またはマイナンバーの変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合を除きます。</p> <p>①当行がお客さまから租税特別措置法施行規則第18条の12第4項に規定する住所等確認書類の提示または</p>	<p>と協議して定める要件を満たすものに限ります。)のみを受け入れます。</p> <p>①第3条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払い込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が40万円を超えないもの</p> <p>②租税特別措置法施行令第25条の13第20項において準用する同条第12項第1号、第4号および第10号に規定する上場株式等</p> <p>(2) 当行は、累積投資契約に基づいて取得する上場株式等 が投資信託である場合に、買付けおよび解約に係る手数料および非課税口座の管理や維持等に係る口座管理料はいたしません。</p> <p>(略)</p> <p>第9条(累積投資勘定終了時の取り扱い)</p> <p>(1) 当行は、お客さまから提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」または「非課税口座簡易開設届出書」(「非課税口座開設届出書」または「非課税口座簡易開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載または記録されたお客さまの氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客さまが初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。</p> <p>①当行がお客さまから租税特別措置法施行規則第18条の12第4項に規定する住所等確認書類の提示</p>	<p>(変更)</p> <p>(追加)</p>
---	--	-------------------------

<p>(3) 2024年1月1日以後、お客さまが当行に開設した非課税口座(当該口座に2023年分の非課税管理勘定が設定されている場合に限り)に累積投資勘定を設定することを希望する場合には、当行に対して「非課税口座異動届出書」を提出いただく必要があります。</p> <p>(略)</p> <p>第15条(契約の解除) 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。</p> <p>①お客さまから租税特別措置法第37条の14第21項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合は、当該提出日</p> <p>②<u>租税特別措置法第37条の14第27項第2号</u>に定める「出国届出書」の提出があった場合は、出国日</p> <p>③お客さまが出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合は、<u>租税特別措置法第37条の14第31項の規定による</u>「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)</p> <p>④お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合は、当該非課税口座開設者が死亡した日</p> <p>(略)</p>	<p><u>なして、租税特別措置法第37条の14第25項の規定を適用します。</u></p> <p>(3) 2024年1月1日以後、お客さまが当行に開設した非課税口座(当該口座に2023年分の非課税管理勘定が設定されている場合に限り)に累積投資勘定を設定することを希望する場合には、当行に対して「非課税口座異動届出書」を提出いただく必要があります。</p> <p>(略)</p> <p>第15条(契約の解除) 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。</p> <p>①お客さまから租税特別措置法第37条の14第21項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合は、当該提出日</p> <p>②<u>租税特別措置法施行令第25条の13の4第1項</u>に定める「出国届出書」の提出があった場合は、出国日</p> <p>③お客さまが出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合は、<u>租税特別措置法施行令第25条の13の4第2項に規定する</u>「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)</p> <p>④お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合は、当該非課税口座開設者が死亡した日</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(略)</p>
インターネット投資信託サービスに関するご注意事項		
新	旧	備考
<p>①インターネット投資信託サービス(以下、IB投信サービス)ご登録以後、取引報告書、取引残高報告書、分配金償還金・再投資報告書、特定口座源泉徴収(還付)明細書、運用報告書は原則全て電子交付となります。<u>(IB投信サービスを</u></p>	<p>①インターネット投資信託サービス(以下、IB投信サービス)ご登録以後、取引報告書、取引残高報告書、分配金償還金・再投資報告書、特定口座源泉徴収(還付)明細書、運用報告書は原則</p>	<p>(追加)</p>

<p><u>利用されるお客さまにのみ交付(電子交付)される書面も含まれます。)</u></p> <p>②IB 投信サービスご利用開始以前に交付された各報告書は、電子交付の対象外です。</p> <p>③電子交付履歴および報告書の閲覧可能期間は、作成日の翌営業日より5年間です。(ただし、運用報告書は、運用報告書作成日から5年半となります。)</p> <p>④IB 投信サービスを解約されますと、電子交付サービスも解約となり、電子交付書面は閲覧できなくなります。なお、解約処理日翌日以降に作成された書面は、郵送交付されますが、<u>IB 投信サービスを利用されるお客さまにのみ交付(電子交付)される書面は、IB 投信サービス解約後も郵送交付されません。</u></p> <p>(略)</p>	<p>全て電子交付となります。</p> <p>②IB 投信サービスご利用開始以前に交付された各報告書は、電子交付の対象外です。</p> <p>③電子交付履歴および報告書の閲覧可能期間は、作成日の翌営業日より5年間です。(ただし、運用報告書は、運用報告書作成日から5年半となります。)</p> <p>④IB 投信サービスを解約されますと、電子交付サービスも解約となり、電子交付書面は閲覧できなくなります。なお、解約処理日翌日以降に作成された書面は、郵送交付されますが、<u>解約処理日当日に作成された書面は、郵送交付されませんのでご注意ください。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(変更)</p> <p>(略)</p>
東京スターダイレクト取引規定		
新	旧	備考
<p>第8条投資信託取引</p> <p>2. 本サービスによる投資信託取引は、事前に当行所定の方法によりお申し込みが必要になります。</p> <p>なお、当該お申し込み受け付け後は、投資信託にかかる以下の報告書<u>(本サービスによる投資信託取引を利用されるお客さまにのみ交付(電子交付)される書面も含まれます。)</u>については、全て電子交付になります。</p> <p>当該電子交付を取りやめる場合には、本サービスによる投資信託取引の解約を行ってください。</p> <p>・取引報告書</p>	<p>第8条投資信託取引</p> <p>2. 本サービスによる投資信託取引は、事前に当行所定の方法によりお申し込みが必要になります。</p> <p>なお、当該お申し込み受け付け後は、投資信託にかかる以下の報告書については、全て電子交付になります。</p> <p>当該電子交付を取りやめる場合には、本サービスによる投資信託取引の解約を行ってください。</p> <p>・取引報告書</p>	<p>(追加)</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・取引残高報告書 ・分配金償還金・再投資報告書 ・特定口座源泉徴収（還付）明細書 ・運用報告書 <p>(略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・取引残高報告書 ・分配金償還金・再投資報告書 ・特定口座源泉徴収（還付）明細書 ・運用報告書 <p>(略)</p>	<p>(略)</p>
---	---	------------

以上